

EU の輸入規制の改正概要

今次改正においては、2015 年及び 2016 年の 2 年間（福島県は 2014 年から 3 年間）の食品中の放射性物質検査による基準値超過状況を参照し、規制対象の見直しが行われた。

(改正内容)

1. 以下の特定県の品目について、放射性物質検査証明書の添付が不要となり、併せて他県産の産地証明書の添付も不要となる。

- 福島のコメ
- 福島、岩手、宮城、茨城、栃木、群馬、千葉の水産物のうち甲殻類、軟体動物、ブリ・ヒラマサ、カンパチ、マダイ、シマアジ、クロマグロ、マサバ

2. 秋田県の全ての品目について、放射性物質検査証明書の添付が不要となる。

3. 7 県産の山菜類について、放射性物質検査証明書の添付対象品目が変更となる。

- 山形のタラノキ、タケノコ、ゼンマイの除外
- 岩手、茨城、栃木、群馬、千葉のタラノキ、ワラビ、ゼンマイ、クサソテツの除外
- 長野のタケノコの除外とクサソテツの追加

(改正後の規制内容)

必要な証明	地 域	品 目
放射性物質検査証明	福島	大豆、水産物（甲殻類、軟体動物、一部の魚種（ブリ・ヒラマサ、カンパチ、マダイ、シマアジ、クロマグロ、マサバ）、海藻及び活魚を除く）、柿、きのこ類、一部の山菜類
	岩手、宮城、茨城、栃木、群馬、千葉	水産物（甲殻類、軟体動物、一部の魚種（ブリ・ヒラマサ、カンパチ、マダイ、シマアジ、クロマグロ、マサバ）、海藻及び活魚を除く）、きのこ類、一部の山菜類
	山形、長野、山梨、新潟、静岡	きのこ類、一部の山菜類
	47 都道府県	上記の県ごとの放射性物質検査証明の対象品目又は生産・加工地が不明な上記の品目の使用割合が 50%を超える食品及び飼料
産地証明	47 都道府県	放射性物質検査証明の対象品目について、当該検査証明書が要求される県以外で生産・加工されたもの、又は放射性物質検査証明書が要求される県以外の品目の使用割合が 50%を超える食品及び飼料